

学歴文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

| | | | | | | | |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 本大阪弁事処 管轄区域 | 近畿地方 | 大阪府 | 京都府 | 兵庫県 | 滋賀県 | 奈良県 | 和歌山県 |
| | 東海地方 | 愛知県 | 岐阜県 | 三重県 | | | |
| | 北陸地方 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | | | |
| | 中国地方 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | | |
| | 四国地方 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 | | |

～ 文書種類 ～

| | |
|-----|---|
| 公文書 | 管轄内の教育機関にて発行された文書 例.在学証明書・卒業証書・学位記・成績証明書等 |
| | 注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～) 注2)パスポートと同姓同名であること 異なる場合、同一人物である証明書類[住民票・運転免許証等]を要提出 注3)在学証明書…直近3ヶ月以内発行に限る 注4)複数頁にわたる場合…全頁に要割印 |
| 私文書 | 管轄内を居住地とする個人が作成した文書 例.本文に対する訳文等(訳文の要否:提出先機関の判断に依る) |
| | 注1)事前公証…本処管轄内の公証役場に限り 公証役場一覧 注2)要訳文の場合… 本文と要同時認証 ○本人申請 領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出 ○代理申請 a.申請者の本人署名 —要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと 本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること b.代理人の代理署名 —代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要 —代理委任状に訳文代署の旨を要明記 —領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出 |

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆本人申請

| | |
|----|--|
| 1 | 申請表 |
| 2 | 認証文書の原本 |
| 3 | 認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数 |
| 4 | 申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー |
| 費用 | 現金 2,000円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可 |

◆代理申請

| | |
|----|--|
| 1 | 申請表 |
| 2 | 認証文書の原本 |
| 3 | 認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数 |
| 4 | 申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー |
| 5 | 代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書 |
| 6 | 代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー |
| 費用 | 現金 2,000円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可 |

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆ 郵送申請

| | |
|----------------------|--|
| 1 | 申請表 |
| 2 | 公文書…認証文書の原本 ※原則直近3ヶ月以内発行 私文書…公証済みの認証文書原本 —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可) |
| 3 | 認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数 |
| 4 | 申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート(要署名済)のコピー ②在留カード所持者…両面コピー |
| 費用 | 現金 2,000円 / 1部 |
| 返送用封筒 | 日本在住者…レターパックライト:全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。 |
| 郵送方法 | 現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記 |
| 宛先 | 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623 |
| 備考 | ・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管 |

台北駐大阪経済文化弁事処

《 注意事項 》

